平成２２年（フ）第１６号
茨城県常総市豊岡町乙1377番地５
債務者　関　香代子
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２９号
茨城県古河市東２丁目11番21号　グラン・コート古河407号
債務者　白石　乙香
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３７号
茨城県古河市関戸1727番地４　エンゼルハイツＢ―102
債務者　押坂　雅裕
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１８号
群馬県桐生市菱町２丁目1816番地の４
債務者　八染みどり
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１５６２号
千葉県浦安市堀江４丁目18番34号　ＬａＰｌａｇｅ　201
債務者　山邉　景子
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５７２号
千葉市若葉区多部田町756番地49　リベルテ201号
債務者　渡辺　美樹（旧姓乾）
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５９２号
千葉県市川市南大野２丁目４番Ａ棟1010号
市川グリーンハイツ
債務者　伊藤　　彰
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３号
千葉県市川市平田３丁目12番15号
債務者　齋藤　正二
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２１号
千葉市稲毛区宮野木町1253番地の１
債務者　黒川真佑美
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２０３号
千葉県木更津市木更津２丁目17番10号　日の出１―201
債務者　東　　孝子
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第２０８号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前８丁目１番地６　サンビレッジ長浦Ｃ号
債務者　高橋　伸一
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１４０号
富山県射水市水戸田892番地
債務者　坂下　雅宏
１　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第９１号
山梨県都留市小形山1766番地１
債務者　竹田喜久男
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
山梨県都留市小形山1766番地１
債務者　竹田　明子
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１号
山梨県南都留郡忍野村忍草2748番地　教員住宅Ｂ棟―22
債務者　宮下　清子
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第２号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立2521番地
債務者　渡邊久美子
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
岐阜県可児市川合361番地１　グランシャリオ96―405
債務者　山門　政隆
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１６４号
岐阜県可児市川合361番地１　グランシャリオ96―405
債務者　山門　悦子
１　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部